調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">ポールタイプトレーラ</td><td colspan="2">GE－D230043R</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>昭和２７年　4月　1日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>平成２４年　5月　8日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　施設部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において，主としてGW－D013801の3½ｔダンプ［はん（汎）用形］（以下，“けん引車”という。）にけん引され，渡河ボート，築城資材，バラ物資材等の運搬に使用するポールタイプトレーラ（以下，“トレーラ”という。）について規定する。

1.2　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a）規格

ＪＩＳ Ｂ １５３４　　円すいころ軸受
ＪＩＳ Ｄ ４１０２　　ホイール及びリムの種類・呼び・表示
ＪＩＳ Ｄ ４２０２　　自動車用タイヤー呼び方及び諸元

b）仕様書

ＤＳＰ Ｋ ５２０１　　外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）
ＤＳＰ Ｋ ５２０３　　外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
ＧＥ－Ｆ１９０００１　　渡河ボート
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＷ－Ｄ０１３８０１　　3½ｔダンプ［はん（汎）用形］

c）法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）
自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第９５－３号）
装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）［陸幕装計第２７２号（２２．７．１２）］
技術変更提案の処理について（通達）［陸幕装計第７２号（１０．３．２６）］

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

このトレーラは，この仕様書の各項目を満足し，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合するとともに，使用目的に十分耐え得る構造とする。

2.2　構成

構成は，トレーラ本体１台とする。

2.3　材料・部品

材料及び部品は，原則として，日本工業規格品又は同等以上のものとし，かつ，製造者の社内規格に合格したものとする。

2.4　構造

構造は，**表**１による。

表１－構造

項目	規定
主フレーム	a)　フレームは，厚さ６　mmのコ形鋼を用い，溶接枠組構造とする。 b)　けん引桿（かん）は，１２５　mm×１２５　mmの角形鋼管を用い，フレームと溶接一体構造とし，けん引力及び横曲げ力に対して十分耐え得るものとする。 c)　けん引桿には，取っ手及び制動・電気装置用コネクタブラケットを取り付けるものとする。 d)　けん引桿先端には，内径約７６　mm・太さ約４１　mmのけん引環を取り付けるものとする。 e)　けん引桿前部には，安全確保のためけん引車に連結するフック付きチェーン（呼び径約１１　mm）２本を取り付けるものとする。
荷台	a)　荷台には，ＧＥ－Ｆ１９０００１の渡河ボート（以下，“ボート”という。）を伏せた状態で積載できるものとし，ボート受け部には，幅約２００　mm高さ約２５０　mmの立ち上がりを設け，側端部には，ボートの横ずれ防止のため高さ約５０　mmの立ち上がりを設けるものとする。 b)　荷台のボート受面は，鋼板張りとし，ボート突出部のための逃がし穴及び橋床受材の段差を考慮した構造とする。 c)　荷台中央床面は，密閉式の平又は波鋼板張りとし，長尺の器資材の積載が可能な構造とする。 d)　荷台両端は，積載卸下用足場を設けるものとし，泥よけも足場として使用可能な強度を有するものとする。 e)　荷台外周には，**表**４で規定するすのこ枠を取り付けられるすのこ受け（差し込み式）を設けるものとする。 f)　荷台下部には，支柱８本を収納できる構造とする。 g)　荷台外周には，ロープフック及びボートの前後ずれ防止金具を取り付けるものとする。
車軸・車輪	a)　車軸は，外径約１００　mmの鋼管を使用するものとし，両端スピンドル部は，特殊鋼を圧入して溶接一体構造とする。スピンドルは，機械加工及び熱処理加工を施すものとする。 b)　ホイールハブ及びブレーキドラムは，鋳鉄製とし，軸受は，**ＪＩＳ　Ｂ　１５３４**の呼び番号３２２１１及び呼び番号３２２１４を使用するものとする。 c)　タイヤは，**ＪＩＳ　Ｄ　４２０２**の１２Ｒ２２．５－１４ＰＲ（チューブレス）ブロックパターンのものを２本取り付けるものとし，ホイールは，**ＪＩＳ　Ｄ　４１０２**の呼び２２．５×８．２５，ＩＲＡ１０本ボルト取付用（オフセット１６５　mm）とする。 d)　円板車輪は，鋼板プレス成形溶接構造の通風形円板車輪とする。 e)　タイヤチェーンが装着できるものとする。

表 1－構造（続き）

項目	規定
制動装置	a)　常用ブレーキは，空気式とし，けん引車のトレーラ用カップリングにトレーラホースを連結し，けん引車のブレーキと連動できる構造とする。 b)　けん引車から切り離したとき，自動的にブレーキの掛かる非常制動装置を有するものとする。 c)　駐車ブレーキは，常用ブレーキとは独立した構造とし，ハンドルを手動操作してレバー及びリンク機構によって制動できるものとする。
補助脚	けん引桿前方に荷台がほぼ水平に保持できる車輪付きの補助脚を備えるものとする。補助脚は，けん引車と連結したとき後方に引き上げて折り畳みできる構造とする。
懸架装置	a)　スプリングは，半だ（楕）円形重ね板ばね（約７０　㎜幅×約１０　㎜厚×１１枚）とし，両端部は，目玉式とする。 b)　スプリングは，前部は直接，後部はシャックルを介してスプリングハンガーに取り付け，積載荷重に十分耐え得る強度を有するものとする。
電気装置	a)　電源は，ＤＣ２４　Ｖとし，けん引車のトレーラ用ソケットにトレーラケーブル（２　m）を連結し，けん引車の電気系統と連動できる構造とする。 トレーラケーブルは，両端に７極プラグを取り付けたもので，７芯（しん）キャブタイヤケーブルを使用し，プラグとソケットの結合は，簡単に着脱できるものとする。 また，走行中脱落及びたるみが生じない処理を施すものとする。 b)　後面に赤色表示灯用コンセント１個を取り付けるものとする。 c)　照明装置は，訓令に示す保安基準に適合するように，次の灯火などを備え付けるものとする。このうち，尾灯と制動灯は，切替スイッチによって平時用と管制時用に切り替えられるものとする。 灯火などの内訳は，尾灯，制動灯，方向指示器，後退灯，番号灯，車幅灯，非常点滅表示灯，管制時尾灯，管制時制動灯，前部反射器，後部反射器及び側方反射器とする。
収納箱	フレーム前部の左右に，附属品（すのこ枠及び支柱を除く。）及び予備品を収納できる鋼板製の収納箱を取り付けるものとする。

2.5　形状・寸法

形状及び寸法は，次による。

a)　形状は，**図** 1 及び**図** 2 を標準とする。

b)　寸法は，**図** 1 及び**図** 2 を標準とするほか，**表** 2 による。

表 2－寸法

項目	規定
全長	５　３００　㎜以下
全幅	２　５００　㎜以下
全高（すのこ枠を除く。）	１　３５０　㎜以下
最低地上高（Ｕボルト部を除く。）	２７０　㎜以上

2.6　質量は，**表** 3 による。

表3－質量

項目	規定
トレーラ質量（附属品を除く。）	１　６５０ kg以下
最大積載質量	２　５００ kg

2.7　外観・塗装

2.7.1　外観

外観は，次による。

a)　外観上の割れ，まくれ，その他の欠陥がないものとする。

b)　外部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.7.2　塗装

塗装は，次による。

a)　塗装は，十分な防錆処理をして下塗り塗装を行った後に，上塗り塗装を行うものとする。

b)　車体の上塗り塗装は，ＤＳＰ Ｋ ５２０３の色番号２３１４（ＯＤ色７．５Ｙ３／１）又は同等以上の性能を有する無鉛塗料を使用するものとする。ただし，迷彩塗装又は白色塗装を施す場合は，“装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）”によるものとする。

c)　車軸及び懸架装置（ホイールを含む。）の上塗り塗装は，ＤＳＰ Ｋ ５２０１の色番号１８１２[黒（２）Ｎ１．５]又は，同等以上の性能を有する無鉛塗料を使用するものとする。

d)　給油脂部は，赤色表示するものとする。

2.8　製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

a)　ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１に基づき，１種銘板及び２種銘板を，また，必要箇所に３種銘板を取り付けるものとする。

b)　ボート荷台面には，積載重心位置を約３０ ㎜幅の線で表示するものとする。

c)　トレーラの後面には，訓令に規定する自動車番号標を付けるものとする。

d)　トレーラの後面には，“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”に基づき，陸上自衛隊標識を表示するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　貸付品

貸付品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次によるものとし，契約の相手方は，必要に応じて，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１に基づき所要の手続を行うものとする。

a)　３$\frac{1}{2}$ｔダンプ［はん（汎）用形］　１台

b)　渡河ボート（半形舟）　６舟

5.2　附属品

附属品は，**表** 4 による。

表 4－附属品

品名	数量	規定
トレーラホース（サービス）	１本	両端にカップリングを取り付けたものとする。
トレーラホース（エマージェンシ）	１本	
トレーラケーブル	１本	７芯（しん）キャブタイヤケーブルの両端に，７極プラグを取り付けたもので，約２　ｍの長さとし，プラグとソケットは，着脱容易な構造とする。 　なお，キャブタイヤケーブル及びプラグは，黒色とする。
赤色表示灯	１組	a)　電球保護枠及び約７　ｍコード付き b)　赤色ビニル旗(約３０　cm×３０　cm)付き
積荷締付ベルト	２組	日本精工Ｍ５タイプ（金具２個付き）同等品
すのこ枠（前部，後部，左側部及び右側部）	１組	トレーラの荷台外周に設けたすのこ受けに差し込む構造で，高さ約１　０００　mmとし，各すのこ枠は，金具によって連接でき，前部及び後部が先に取り外しができるものとする。また，前部及び後部は，ボート受面の高さで分離可能な構造とする。
支柱	８本	トレーラの荷台下部に収納できるものとする。
附属品及び予備品表	１式	透明ビニル袋入り
電球収納箱	１箱	－
注記　トレーラホース（サービス及びエマージェンシ）及びトレーラケーブルは，収納箱に収納するものとする。		

5.3　予備品

予備品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表** 5 による。

表 5－予備品

品名	数量	規定
灯火用電球　２４　Ｖ－２１／５　Ｗ	2	電球収納箱に収納するものとする。
灯火用電球　２４　Ｖ－２１　Ｗ	2	
灯火用電球　２４　Ｖ－１２　Ｗ	2	
灯火用電球　２４　Ｖ－６　Ｗ又は５　Ｗ	2	

5.4　承認用図面等

契約の相手方は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１に基づき，全体図，主要諸元，主要部詳細図，すのこ枠，銘板類等についての承認用図面及び色見本[1] 各３部（ほかに，承認願書のみ１部）を担当官に提出し，承認を受けるものとする。

注 [1]　初回納入時のみとする。

5.5　納入書類

5.5.1　添付書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，トレーラ１台ごとに**表 6** の書類を

添付するものとする。

表 6－添付書類

添付書類	数量	備考
取扱説明書	a)	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。 合冊することができる。
整備資料（第１種）	a)	
部品表（第１種）	a)	
注 a)　数量は，調達要領指定書によって指定する。		

5.5.2　提出書類

提出書類は，次による。

a)　契約の相手方は，訓令に基づく適用除外申請のため，次の書類を契約後，速やかに担当官に提出するものとする。

1)　主要諸元表

2)　外観三面図

3)　主要部強度計算書

b)　契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製品納入時，陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表 7** の書類を提出するものとする。

表 7－提出書類

提出書類	数量	備考
取扱説明書	a)	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。 合冊することができる。
整備資料（第１種）	a)	
部品表（第１種）	a)	
完成品写真	１式 b)	四方（前，後，左，右）写し
試験成績書	1	－
注 a)　数量は，調達要領指定書によって指定する。 b)　過去に納入実績があり，前回納入時と変更のない場合は，省略することができる。		

5.6　技術変更提案

契約の相手方は，自らの発意又は官側の指示によって技術変更提案をする場合は，“技術変更提案の処理について（通達）”によって提案するものとする。

単位　mm

注記　上面はすのこ枠を取り外した状態を示し，側面及び後面は，渡河ボートを積載した状態を示す。

図1－ポールタイプトレーラ全体図

単位 mm

注記 この図は，すのこ枠を取り付けた状態を示す。

図2－ポールタイプトレーラ全体図